

令和6年度大津市消化器がん検診協議会 議事要旨

- 1 開催日時：令和7年3月6日（木）18時00分～19時00分
- 2 開催方法：会場開催（健康づくり会議室）及びオンライン
- 3 出席者 5名（5名中）
欠席者 0名（5名中）
事務局 6名
傍聴者 0名
- 4 議題
 - （1）大腸がん検診の実績について
 - （2）大腸がん検診の帳票類について
 - ①検診票の変更について
 - ②精密検査依頼書兼結果票の変更について
 - （3）大腸がん検診における検体の取り扱いについて
 - （4）大腸がん検診実施体制について
 - （5）令和7年度大腸がん検診精密検査実施医療機関の承認について（非公開）
 - （6）肝炎ウイルス検診の実績について

5 議事概要

- （1）大腸がん検診の実施について

事務局：資料1に基づき報告

委員：資料1－2表2の大腸がん疑いのある者または未確定というのはいずれ確定するのか。

事務局：大腸がんの疑いの方は疑いのままになる。

委員：この先、未把握に移っていくものもあるということなのか。

事務局：疑いまたは未確定というのは、精検受診者の精検結果として計上しているので、未受診・未把握者の数とは別のものである。

委員：図5の不適切な精検をしているのは同一医療機関で多いのか。

事務局：異なる医療機関で行われていた。

委員：これについてはあらためて周知が必要である。

- （2）大腸がん検診の帳票類について

- ①検診票の変更について

事務局：資料2に基づき報告

（事務局案で全員了承）

②精密検査依頼書兼結果票の変更について

事務局：資料3に基づき報告

(事務局案で全員了承)

(3) 大腸がん検診における検体の取り扱いについて

事務局：資料4に基づき報告

委員：便潜血検査2日法の明示について、ルールを厳格にする理由はなぜか。

委員：1本目で陽性が出た時点で要精検という判定にはなと思うが、大津市の決まりとして、1本目のみの提出で陽性だった場合は検診として認めないということか。

委員：その場合、医療機関や本人へ結果は伝わっているのか。陽性とわかっているのに、検診として認められないから結果が伝わらないという状況にはなっていないか。

事務局：1本目のみを出された場合、一度検診票を医療機関へ返し、2本目を提出いただくように依頼している。また、提出されない場合でも、医療機関から本人へ、提出していただいた分の結果を伝えてもらっている。

委員：検診として認めない、受理しないというのはどういう意味なのか。

事務局：検査法を2日法で運用しているため、2本提出がないとルール上委託料の支払が難しい。

委員：便潜血陽性の人を見つけて精密検査に回すのが目的の検診で、1回陽性になっているのなら、検診の機能は果たしているのではないかと思う。

委員：1回でも陽性なら要精検になるのは先生のおっしゃる通りだが、市の委託業務の規定として決まっているからという解釈になる。

(4) 令和7年度大腸がん検診実施体制について

事務局：資料5に基づき報告

委員：滋賀県は、提出は原則3日以内だが、2本分まとめて1週間以内に提出するなら許容範囲としている。今後の大津市の方針として、採便を最長7日までとするということだが、7日目に採便した場合、7日以内に提出できず、8日目に提出することもあるのではないか。

事務局：滋賀県の部会は1回目の採便の日から一週間以内という考え方なので、市で提示した期間も、県と合わせている。

委員：滋賀県は一週間以内に提出となっているが、大津市は7日目以内に採便となっている。県と少しニュアンスが違う。7日目に採便なら良いと解釈されてしまうことを懸念している。7日目に提出とした方が良いのではないか。

事務局：7日目採便の7日目提出でもだめではないので、医療機関に案内するときは、提出期限が7日以内であることが伝わるよう、表記を検討する。

(5) 令和7年度大腸がん検診精密検査実施医療機関の承認について（非公開）

(6) 肝炎ウイルス検診の実施について

事務局：資料6に基づき報告

委員：クーポンや勧奨はがきの有効性がはっきりとデータに出ているが、今後も続けていく予定か。

事務局：毎年、検診の受診状況を考慮し受診勧奨はがきを送っている。今年度は胃がん検診の受診勧奨を行った。